

令和2年度 第1回

行政監査結果報告書

「保育所の待機児童対策について」

板橋区監査委員

目 次

| | |
|--|-----|
| 第1 監査実施概要..... | 1 |
| 1 監査テーマ..... | 1 |
| 2 監査テーマ選定の趣旨..... | 1 |
| 3 監査の着眼点..... | 1 |
| 4 監査対象及び監査対象課..... | 1 |
| 5 監査実施期間..... | 1 |
| 6 監査委員による聞き取り調査等..... | 2 |
| 第2 監査結果..... | 3 |
| 現況と課題 | 3 |
| 1 就学前児童数と保育需要..... | 3 |
| 2 待機児童の概況..... | 7 |
| 3 保育に関する区の主な計画..... | 1 4 |
| 4 区の待機児童解消に向けた主な取組..... | 1 7 |
| 5 保育体制の充実..... | 3 2 |
| 6 事務の効率化と保育情報の提供..... | 3 7 |
| 検討・改善を求める事項 | 4 1 |
| 着眼点1 保育所の待機児童対策に関連する事業は、計画的及び効果的 に行われているか。..... | 4 1 |
| 着眼点2 保育所の待機児童対策に関連する事業について、区・保護者・ 事業者間の情報提供・情報共有は円滑に行われているか。 .. | 4 1 |
| 総括意見 | 4 2 |

第 1 監査実施概要

1 監査テーマ

保育所の待機児童対策について

2 監査テーマ選定の趣旨

区は、女性の就業率の増加を背景に保育需要が高まる中、誰もが安定して保育を受けられるまちづくりを進めている。

そこで、令和 2 年度第 1 回行政監査では、保育所の待機児童対策に関連する事業について、計画的及び効果的に行われているかなどの観点から検証を行う。

3 監査の着眼点

- (1) 保育所の待機児童対策に関連する事業は、計画的及び効果的に行われているか。
- (2) 保育所の待機児童対策に関連する事業について、区・保護者・事業者間の情報提供・情報共有は円滑に行われているか。

4 監査対象及び監査対象課

(1) 監査対象

保育所の待機児童対策に関連する事業

(2) 監査対象課

子ども家庭部 保育サービス課・子育て支援施設課
教育委員会事務局 学務課

5 監査実施期間

令和 2 年 6 月 29 日（月）から令和 3 年 2 月 19 日（金）まで

6 監査委員による聞き取り調査等

監査委員による聞き取り調査は、令和2年8月7日（金）・11日（火）に実施した。

なお、当初予定していた保育所の現地視察については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び保育所（園児及び職員）の安全確保の観点から中止した。

第 2 監査結果

現況と課題

1 就学前児童数と保育需要

(1) 就学前児童数の推移

板橋区（以下「区」という。）の総人口は、令和 2 年 4 月 1 日現在 572,490 人となっている。

区の就学前児童数は、平成 29 年度をピークに、平成 30 年度からは減少に転じ、令和 2 年 4 月 1 日現在の就学前児童数は前年度と比較すると 607 人減少し、25,459 人となっている。

区の総人口と就学前児童数の推移は、図表 1 のとおりである。

図表 1 区の総人口と就学前児童数の推移



※ 基準日：4月1日

※ 就学前児童数：平成 24 年 7 月 9 日施行の住民基本台帳法改正により、平成 25 年度以降の数値に関しては、外国人住民を含んだ値となっている。

公立保育所の再整備方針（令和元年 7 月策定）及び板橋区公式ホームページを参考に
監査委員事務局が作成

(2) 保育需要の水準

区のみならず東京 23 区をはじめとした大都市部においては、女性の社会進出に伴い保育需要の水準は高まっている。

① 女性が職業をもつことによる意識

内閣府が令和元年に実施した男女共同参画社会に関する世論調査によると、全国では「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」と回答した割合は 61.0% となり、前回（平成 28 年）の調査結果と比較すると、6.8 ポイント（54.2%→61.0%）上昇している。

東京都区部においても、前回（平成 28 年）の調査結果と比較すると、2.9 ポイント（57.1%→60.0%）上昇しており、前々回（平成 26 年）の調査結果との比較では、18.7 ポイント（41.3%→60.0%）上昇している。

一方、「子供ができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」と回答した割合は、東京都区部において、前回（平成 28 年）の調査結果と比較すると、3.1 ポイント（24.5%→21.4%）低下しており、前々回（平成 26 年）の調査結果と比較すると、9.3 ポイント（30.7%→21.4%）低下している。

女性が職業をもつことによる意識調査の結果は、図表 2 のとおりである。

図表 2 女性が職業をもつことによる意識調査の結果

| 区分 | | 女性は職業をもたない方がよい | 結婚するまでは職業をもつ方がよい | 子供ができるまでは、職業をもつ方がよい | 子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい | 子供ができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい | その他 | わからない |
|-------------|-------|----------------|------------------|---------------------|----------------------|----------------------------------|------|-------|
| 平成26年 8月 | 全 国 | 2.2% | 5.8% | 11.7% | 44.8% | 31.5% | 2.0% | 1.9% |
| | 東京都区部 | 4.0% | 4.7% | 13.3% | 41.3% | 30.7% | 4.0% | 2.0% |
| 平成28年 9月 | 全 国 | 3.3% | 4.7% | 8.4% | 54.2% | 26.3% | 1.5% | 1.6% |
| | 東京都区部 | 3.7% | 4.9% | 8.0% | 57.1% | 24.5% | 0.6% | 1.2% |
| 令和元年 9月 | 全 国 | 3.9% | 4.8% | 6.5% | 61.0% | 20.3% | 1.7% | 1.7% |
| | 東京都区部 | 4.8% | 5.5% | 6.2% | 60.0% | 21.4% | 0.7% | 1.4% |

※ 全国 18 歳以上の者を調査対象としている。

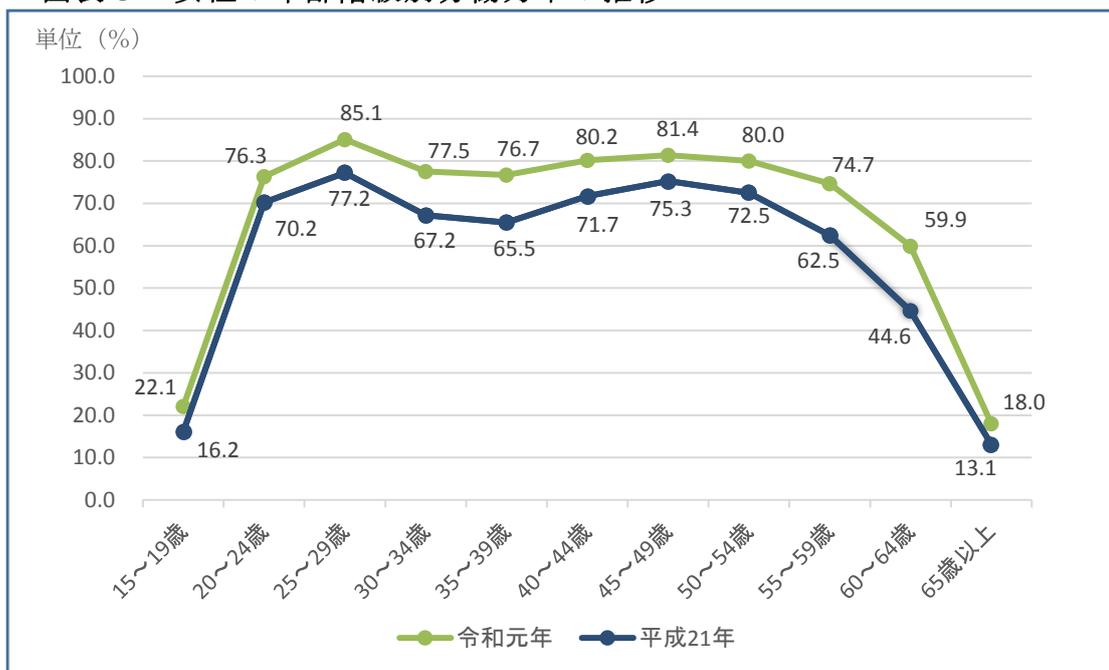
※ 男女共同参画社会に関する世論調査（平成 28 年～令和元年）、女性の活躍推進に関する世論調査（平成 26 年）を参考に監査委員事務局が作成

② 女性の労働力推移

総務省が令和元年に実施した労働力調査によると、女性の労働力率¹は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いているが、M字の谷の部分の部分が浅くなってきており、全ての年齢階級において、過去最高の水準となった。令和元年の労働力率の推移を10年前の平成21年と比較すると、「25～29歳」が7.9ポイント（77.2%→85.1%）、「30～34歳」が10.3ポイント（67.2%→77.5%）、「35～39歳」が11.2ポイント（65.5%→76.7%）それぞれ上昇している。

女性の年齢階級別労働力率の推移は、図表3のとおりである。

図表3 女性の年齢階級別労働力率の推移



労働力調査結果（総務省）を参考に監査委員事務局が作成

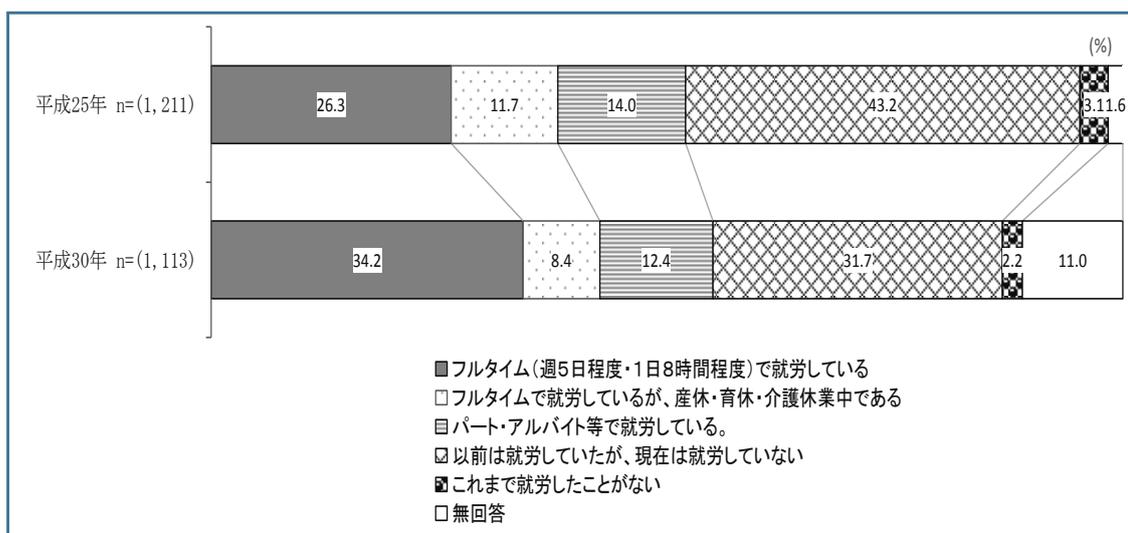
¹ 労働力率とは、15歳以上65歳未満の生産年齢人口に対する、労働力人口の割合である。

③ 母親の就業状況

板橋区子ども子育て支援に関するニーズ調査（平成30年）²における就学前児童保護者の母親の就業状況については、前回（平成25年）の調査と比較すると「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度）就労している」は7.9ポイント（26.3%→34.2%）上昇し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は11.5ポイント（43.2%→31.7%）低下した。女性の社会進出により、育児休業を利用してフルタイムでの就業を継続する割合が増えていることが伺える。

就学前児童保護者の母親の就業状況は、図表4のとおりである。

図表4 就学前児童保護者の母親の就業状況



板橋区子ども子育て支援に関するニーズ調査から抜粋

² 子ども子育て支援に関するニーズ調査とは、保護者の生活状況や子育て支援サービスの利用状況及び要望等を把握し、いたばし子ども未来応援宣言2025の改定に反映させることを目的として実施された。

2 待機児童の概況

(1) 待機児童数の推移

厚生労働省は、平成 29 年 6 月に子育て安心プランを策定し、遅くとも令和 2 年度末までに全国の待機児童を解消したうえで、待機児童ゼロを維持しつつ、5 年間で女性就業率 80%に対応できる保育の受け皿を整備することとした。

国の待機児童数は、平成 30 年度以降は減少し、令和 2 年 4 月 1 日現在 12,439 人であった。

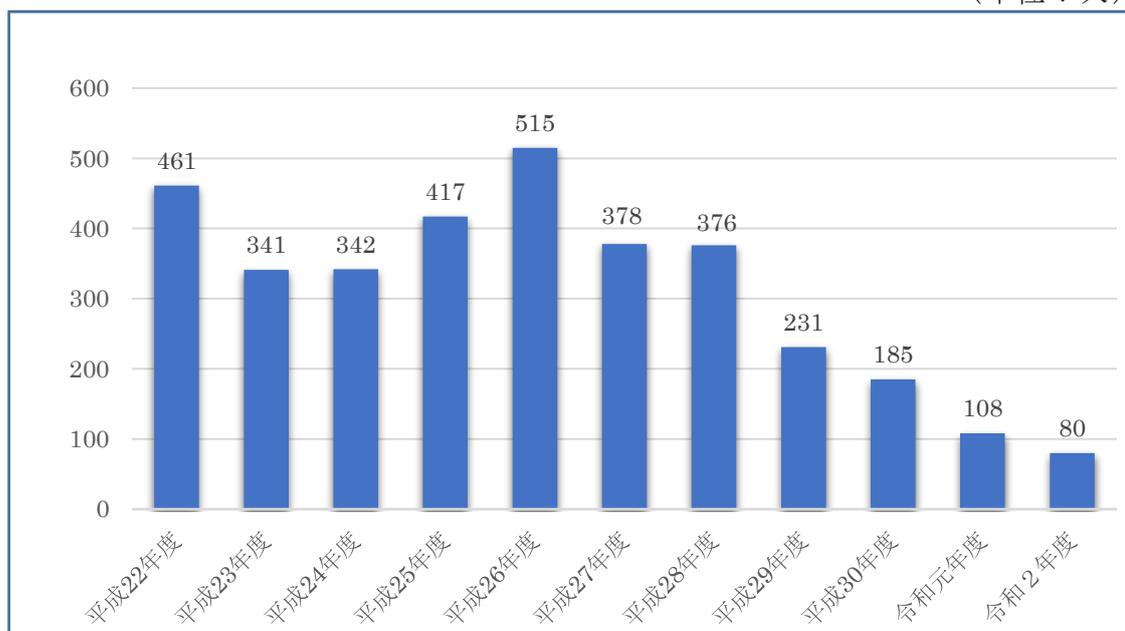
また、東京都の待機児童数は、7,000～8,000 人台を推移していたが、平成 30 年度以降減少しており、令和 2 年 4 月 1 日現在は前年度と比較すると、1,347 人減少し、2,343 人であった。

区の待機児童数は、平成 26 年度の 515 人をピークに、平成 27 年度以降減少し、令和 2 年 4 月 1 日現在 80 人であった。

区の待機児童数の推移は、図表 5 のとおり、国・東京都・区の待機児童数の推移は、図表 6 のとおりである。

図表 5 区の待機児童数の推移

(単位：人)



※ 基準日：4月1日

板橋区の公式ホームページを参考に監査委員事務局が作成

図表 6 国・東京都・区の待機児童数の推移

(単位：人)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 国 | 26,275 | 25,556 | 24,825 | 22,741 | 21,371 | 23,617 | 23,553 | 26,081 | 19,895 | 16,772 | 12,439 |
| 東京都 | 8,435 | 7,855 | 7,257 | 8,117 | 8,672 | 7,814 | 8,466 | 8,586 | 5,414 | 3,690 | 2,343 |
| 区 | 461 | 341 | 342 | 417 | 515 | 378 | 376 | 231 | 185 | 108 | 80 |

※ 基準日：4月1日

厚生労働省・東京都・区の公式ホームページを参考に監査委員事務局が作成

区の待機児童数は、厚生労働省の「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づき算出している。

待機児童数の算出方法は、図表7のとおりである。

図表 7 待機児童数の算出方法

(単位：人)

| | | |
|---------------------|---|--------|
| 区内居住の申込数 | a | 13,230 |
| 入所数 | b | 12,676 |
| 他保育施設入所中の希望者数 | c | 88 |
| 特定園希望者数 | d | 180 |
| 育児休業取得中の除算対象者数 | e | 172 |
| 求職活動休止中の者の数 | f | 34 |
| 待機児童数 (a-b-c-d-e-f) | | 80 |

※ a 区内居住の申込数は、新規申込みに加え、継続して保育施設を利用する児童を含む。

保育サービス課提出資料

(2) 年齢別及び地域別待機児童数の推移

区の待機児童数は、年々減少しているが、年齢別に見ると、0～2歳児の低年齢層に待機児童が集中し、待機児童解消までには至っていない。

令和元年度の地域別待機児童数は、前年度と比較すると、全ての地域で大幅に減少した。

地域別で見ると、令和2年度の待機児童数は、赤塚地域及び志村地域で51人となっており、全体の約6割強を占めている。

年齢別待機児童数の推移は、図表 8 のとおり、地域別待機児童数の推移は、図表 9 のとおりである。

図表 8 年齢別待機児童数の推移

(単位：人)

| 区分 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平成30年度 | 32 | 94 | 40 | 19 | 0 | 0 | 185 |
| 令和元年度 | 17 | 45 | 13 | 30 | 3 | 0 | 108 |
| 令和2年度 | 13 | 43 | 18 | 4 | 1 | 1 | 80 |

※ 基準日：4月1日

子育て支援施設課提出資料

図表 9 地域別待機児童数の推移

(単位：人)

| 区分 | 板橋 | 常盤台 | 赤塚 | 志村 | 高島平 | 計 |
|--------|----|-----|----|----|-----|-----|
| 平成30年度 | 41 | 27 | 36 | 42 | 39 | 185 |
| 令和元年度 | 34 | 22 | 25 | 17 | 10 | 108 |
| 令和2年度 | 9 | 11 | 32 | 19 | 9 | 80 |

※ 基準日：4月1日

子育て支援施設課提出資料

(3) 保育施設数及び幼稚園数

区内には、令和2年4月1日（幼稚園は5月1日）現在、認可保育園134施設（区立38施設・私立96施設）、認定こども園3施設、小規模保育施設45施設、家庭福祉員48人、ベビールーム5施設、事業所内保育施設6施設、認証保育所16施設、定期利用保育施設4施設、区立幼稚園2園、私立幼稚園32園の保育施設及び幼稚園がある。

子ども・子育て支援事業計画では、今までも板橋区保育計画に基づき保育定員の拡充に努めてきたが、一層の保育ニーズに対応するため、待機児童数の動向に合わせ、保育施設の特徴を活かすとともに、整備量の

バランスを勘案して、保育施設の整備を行っている。

保育施設数の内訳は、図表 10 のとおり、幼稚園数の内訳は、図表 11 のとおりである。

図表 10 保育施設数の内訳

(単位：施設、人)

| 区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|--------|--------|--------|-------------|-------|
| 認可保育園(区立) | 40 | 40 | 40 | 40 | 38 |
| 認可保育園(私立) | 67 | 76 | 82 | 89 | 96 |
| 認定こども園 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 |
| 小規模保育施設 | 33 | 39 | 43 | 45 | 45 |
| 家庭福祉員 | 60 | 55 | 53 | 52 | 48 |
| ベビールーム | 7 | 6 | 5 | 5 | 5 |
| 事業所内保育施設 | 2 | 5 | 5 | 6 | 6 |
| 保育室 | 1 | 1 | 1 | 事業所内保育施設へ移行 | |
| 認証保育所 | 20 | 20 | 20 | 17 | 16 |
| 定期利用保育施設 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |

※ 基準日：4月1日

※ 家庭福祉員の単位は人である。

子育て支援施設課提出資料

図表 11 幼稚園数の内訳

(単位：園)

| 区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 区立幼稚園 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 私立幼稚園 | 33 | 32 | 32 | 32 | 32 |

※ 基準日：5月1日

学務課提出資料

(4) 認可保育園及び幼稚園の入園状況

認可保育園の新規入園可能者数は毎年増えており、令和2年4月1日現在の新規入園可能者数は4,108人、新規入園申込者数は4,072人で、新規入園者数は3,300人であった。令和2年度において初めて新規入園可能者数が新規入園申込者数を上回ることとなった。

認可保育園の入園状況は、図表 12 のとおりである。

図表 12 認可保育園の入園状況

(単位：人)

| 区分 | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------|---------------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 4月新規入園可能者数 | | 3,436 | 3,810 | 3,857 | 4,092 | 4,108 |
| 4月新規入園申込者数 | | 4,182 | 4,294 | 4,134 | 4,104 | 4,072 |
| 4月新規入園者数 | | 3,159 | 3,309 | 3,311 | 3,325 | 3,300 |
| 内 訳 | 認可保育園 | 2,574 | 2,774 | 2,758 | 2,823 | 2,822 |
| | 認定こども園 | 26 | 44 | 30 | 68 | 39 |
| | 小規模保育施設 | 433 | 373 | 432 | 324 | 366 |
| | 家庭福祉員 | 80 | 77 | 56 | 65 | 42 |
| | ベビールーム | 33 | 26 | 19 | 23 | 11 |
| | 事業所内保育施設(地域枠) | 13 | 15 | 16 | 22 | 20 |

※ 基準日：4月1日

※ 板橋区外在住の児童を含む。

保育サービス課提出資料

令和2年5月1日現在、幼稚園の新規入園可能者数は、2,099人、新規入園者数は1,840人であり、新規入園可能者数は新規入園申込者数を大きく上回っている。

幼稚園の入園状況は、図表13のとおりである。

図表 13 幼稚園の入園状況

(単位：人)

| 区分 | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 5月新規入園可能者数 | | 2,264 | 2,398 | 2,215 | 2,099 | 2,099 |
| 5月新規入園申込者数 | | 2,087 | 2,037 | 1,964 | 1,852 | 1,840 |
| 5月新規入園者数 | | 2,087 | 2,037 | 1,964 | 1,852 | 1,840 |
| 内 訳 | 区立幼稚園 | 49 | 60 | 42 | 39 | 26 |
| | 私立幼稚園 | 2,038 | 1,977 | 1,922 | 1,813 | 1,814 |

※ 基準日：5月1日

学務課提出資料

(5) 保育に関連する経費の推移

令和元年度の歳出款別執行状況では、福祉費（児童福祉費を含む）は1,238億7,500万円であり、一般会計歳出額の56%を占め、前年度と比較すると27億4,200万円（2.3%）の増加となっている。

また、児童福祉費決算額は、462億4,200万円であり、前年度と比較すると、23億6,800万円（5.4%）増加している。

児童福祉費は平成26年度以降増加し、令和元年度を平成23年度と比較すると、約108億円（30.5%）の大幅な伸びとなった。

保育に関連する経費の推移は、図表14のとおりである。

図表14 保育に関連する経費の推移

（単位：百万円）

| 区 分 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | |
|-----------------------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|--------|
| 一 般 会 計 歳 出 額 | 181,510 | 180,238 | 178,481 | 194,979 | 199,826 | 202,630 | 209,042 | 211,165 | 221,357 | |
| 福 祉 費 | 104,239 | 104,326 | 106,618 | 112,215 | 115,355 | 120,456 | 121,132 | 121,133 | 123,875 | |
| 児 童 福 祉 費 | 35,440 | 34,181 | 33,997 | 36,415 | 39,088 | 40,882 | 42,202 | 43,874 | 46,242 | |
| 児童福祉費の内訳 保育経費に関連する | 保育経費（①+②+③） | 16,670 | 16,720 | 16,628 | 18,378 | 20,069 | 21,397 | 23,088 | 24,277 | 25,625 |
| | ①保育運営経費（区立分） | 8,643 | 8,369 | 8,217 | 8,338 | 8,369 | 8,645 | 8,712 | 8,530 | 8,224 |
| | ②保育運営経費（私立分） | 7,558 | 7,874 | 8,236 | 8,799 | 10,359 | 11,765 | 13,452 | 14,642 | 15,839 |
| | ③保育施設整備費 | 469 | 477 | 175 | 1,241 | 1,341 | 987 | 924 | 1,105 | 1,562 |
| 保育経費の児童福祉費に占める比率 | 47.0% | 48.9% | 48.9% | 50.5% | 51.3% | 52.3% | 54.7% | 55.3% | 55.4% | |

※ 数値は決算数値である。

※ ①保育運営経費（区立分）は、区立保育園の保育園管理運営経費、児童福祉施設維持補修等経費、人件費等である。

②保育運営経費（私立分）は、私立保育園の私立保育所保育運営費、私立分の要支援児保育経費である。

③保育施設整備費は、民間保育所整備費助成経費である。

保育サービス課提出資料

児童福祉費のうち、保育経費は、256億2,500万円であり、前年度と比較すると、13億4,800万円（5.6%）増加している。

保育経費の内訳で見ると、保育運営経費（私立分）158億3,900万円、保育運営経費（区立分）82億2,400万円、保育施設整備費15億6,200万円となっている。

保育経費の増減を見ると、増となった主なものは、保育運営経費（私立分）で11億9,700万円（保育園数増による運営費の増）、保育施設整備費で4億5,700万円（認可保育園補助基準額及びブロック塀の改修等による補助額の増）等、私立分の保育施設関係の経費が伸びている。

一方、減となったものは、保育運営経費（区立分）で3億600万円（児童福祉施設維持補修等経費による実績等の減）であった。

3 保育に関する区の主な計画

(1) 板橋区保育計画

区は、板橋区保育計画第1期（平成17～21年度）及び第2期（平成22～26年度）を策定し、高い保育需要や地域子育て支援ニーズへの対応するため、認可保育園の入園定員の拡大をはじめ、各種保育サービスの充実を図り、待機児童数の減少に取り組んできた。

平成27年3月に策定した板橋区保育計画第3期では、認可保育園や小規模保育施設（板橋スマート保育）を整備し、待機児童の解消に取り組んできた。

保育需要と供給体制の確保に関する計画である板橋区保育計画は、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が平成27年度から施行されることに合わせ、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）第77条に基づく子ども・子育て支援事業計画に第3期が包含され、総合的な保育サービスや保育定員増加策を積極的に進め、認可保育園や小規模保育施設の整備による、待機児童解消への取組を引き継いだ。

(2) 子ども・子育て支援事業計画

区は、平成24年8月に制定された支援法に基づく計画として、板橋区子ども・子育て会議の議論を経て、平成27年3月に板橋区保育計画第3期を包含した子ども・子育て支援事業計画第1期（以下「支援事業計画」という。平成27～31年度）を策定した。

支援事業計画は、支援法第61条の規定により5年間を計画期間とすることが定められており、策定当初は中間期の平成29年度に見直す予定だったが、平成28年度に実施した実績調査の結果、計画値と実績値に大きな乖離がみられる事業が明らかになったことや、就学前人口（0歳から5歳）が支援事業計画に記載している推計値以上に増加していたことを踏まえ、中間期の見直しを1年前倒しで実施した。

支援事業計画の終期(平成 31 年度)に伴い、誰もが安心して教育・保育を受けられるような環境づくりに努め、待機児童を解消するとともに、地域の子育て環境を整え、全ての子どもが健やかに成長できるような取組を推進していくことを目的として、支援事業計画第 2 期(令和 2～6 年度)を策定した。

(3) いたばし子ども未来応援宣言 2025 実施計画 2021

区は、平成 17 年 3 月の次世代育成支援法対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく次世代育成推進行動計画(前期計画)の策定に続き、平成 22 年 3 月には、次世代育成推進行動計画(後期計画)いたばし子ども未来応援プランを策定した。

基本理念には「いたばしで未来のおとなが育っています～みんなの力で人づくり・まちづくり～」を掲げ、次世代育成に関する様々な施策を積極的に推進してきた。

平成 28 年 2 月、広範な分野にわたる次世代育成支援の集中的・計画的な取組を推進するため、支援事業計画を包含した新たな板橋区次世代育成行動計画いたばし子ども未来応援宣言 2025(以下「子ども未来応援宣言 2025」という。)を策定した。

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「誰一人取り残さない」という理念による国際目標 S D G s(持続可能な開発目標)が世界的に広がる中、国内においては、平成 28 年 6 月の児童福祉法の改正や平成 31 年 10 月から予定された幼児・教育保育の無償化制度など、区政を取り巻く環境が大きく変化した。平成 31 年 1 月、子ども未来応援宣言 2025 第 1 編次世代育成計画の実実施計画 2018 における 3 年間の成果を受け、必要な見直しを行い、実施計画 2021 を策定した。

保護者の多種多様な働き方に対応し、誰もが安心して教育・保育を受けられるよう、教育・保育の環境づくりに努め、待機児童の解消を目指すとしており、施策の実施においては、地域の供給バランスにも配慮す

ることを取組方針としている。

いたばし子ども未来応援宣言 2025 実施計画 2021 における重点事業一覧は、図表 15 のとおりである。

図表 15 いたばし子ども未来応援宣言 2025 実施計画 2021 における重点事業

| 施策 | 事業名 | | 内 容 | | | |
|------------|-----------------|----------|---|----------------------------------|--------------------------|-----------------------------------|
| 教育・保育事業の推進 | 保育施設の整備 | | 「板橋区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各年度の供給目標量を確保するとともに、平成 32（2020）年度末までに待機児童の解消をめざす。 | | | |
| | 目標事業量 | 保育施設の定員数 | 現状 平成 29 (2017)年度末 | 12,575 人 | 目標 平成 33 (2021)年度末 | 14,005 人 |
| | 延長保育 | | 就労等の理由により保育が困難な保護者の就労を支援するため、通常保育時間外の保育を行う。 | | | |
| | 目標事業量 | 実施園 | 現状 平成 29 (2017)年度末 | 104 園 | 目標 平成 33 (2021)年度末 | 128 園 |
| 教育・保育の質の向上 | 幼稚園・保育園・小学校連携研修 | | 子どもの育ちの連続性を確保するため、交流・合同研修を組織的・継続的に実施し、互いの教育（保育）内容について相互理解を深める。 | | | |
| | 目標事業量 | 参加園数 | 現状 平成 29 (2017)年度末 | 幼稚園 14 園 保育園 94 園 小学校 53 校 | 目標 平成 33 (2021)年度末 | 幼稚園 15 園 保育園 100 園 小学校 52 校 |
| | 保育施設指導検査 | | 保育の質を確保するため、子ども・子育て支援法第 14 条に基づき、認可保育園や小規模保育所などを立入り検査し、指導及び助言を行う。 | | | |
| | 目標事業量 | 指導検査実施回数 | 現状 平成 29 (2017)年度末 | 各園 3 年に 2 回 | 目標 平成 33 (2021)年度末 | → (維持) |

いたばし子ども未来応援宣言 2025 実施計画 2021 から抜粋

4 区の待機児童解消に向けた主な取組

(1) 保育施設の整備

① 保育施設の整備状況

区は、児童福祉法第 24 条に基づく保育の実施義務を担っており、支援法第 3 条に基づき、良質かつ適切な教育・保育の提供体制を確保するとともに、民間保育施設の整備を進めている。

区は、安心して子どもを育てることができる環境を整備するとともに、男女を問わず、仕事と家庭の両立支援など、ライフスタイルに応じた保育サービスを充実させ、待機児童の解消を図っている。

保育施設の整備にあたり、事業計画では、各年度における教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込みとなる必要利用定員数と、それに対する供給量及び確保策として、保育施設整備による定員の増加数が計画値として示されている。定員増に係る保育施設整備には、新設のほか、既存の保育施設の増改築も行われており、株式会社、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）等の民間保育事業者が参画している。

令和元年度に計画した新規施設整備数は 8 施設であったが、実績は 6 施設であり、計画数を下回ったものの、定員数は、計画の 377 人から 421 人へ増加した。

毎年度、施設整備に伴って定員数を増やすことにより、待機児童数は着実に減少している。

保育施設の整備状況における計画及び実績は、図表 16 のとおりである。

図表 16 保育施設の整備状況における計画及び実績

| 区分 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | |
|------|----------------------|--------|--------|-------|-------|------|
| 活動指標 | 新規施設整備数 | 計画 | 12施設 | 13施設 | 8施設 | 7施設 |
| | | 実績 | 9施設 | 10施設 | 6施設 | |
| | 既存施設の増改築等 | 計画 | 1施設 | 1施設 | 2施設 | 2施設 |
| | | 実績 | 3施設 | 1施設 | 2施設 | |
| 成果指標 | 新規施設定員増数 | 計画 | 434人 | 407人 | 377人 | 315人 |
| | | 実績 | 520人 | 488人 | 421人 | |
| | 既存施設の増改築等に 伴う定員増数 | 計画 | 25人 | 2人 | 33人 | 6人 |
| | | 実績 | 65人 | 19人 | 33人 | |
| | 待機児童数 | 実績 | 231人 | 185人 | 108人 | 80人 |

※ 待機児童数は、各年度4月1日現在である。

子育て支援施設課提出資料

② 補助金の交付

区は、認可保育園の施設整備にあたり、国や東京都の補助事業を活用し、補助金を交付している。

各補助金の交付実績は、図表 17 のとおり、各補助金における国及び東京都の負担割合は、図表 18 のとおりである。

図表 17 各補助金の交付実績

| 補助金の名称 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----------------------|--------------|--------------|--------------|
| 板橋区私立保育所 施設設置経費助成金 | 7件 | 6件 | 5件 |
| | 516,426,000円 | 565,230,000円 | 592,186,000円 |
| 板橋区民間保育所等 整備費補助金 | 2件 | 3件 | 3件 |
| | 314,226,000円 | 472,873,000円 | 960,949,000円 |
| 小規模保育所開設 準備経費補助金 | 3件 | 2件 | 0件 |
| | 90,287,000円 | 55,609,000円 | 0円 |
| 事業所内保育事業 支援事業補助金 | 0件 | 1件 | 0件 |
| | 0円 | 8,942,000円 | 0円 |

子育て支援施設課提出資料

図表 18 各補助金における国及び東京都の負担割合

| 補助金の名称 | 国 | 東京都 | 補助限度額 |
|-----------------------|-----|-------|-----------------------------|
| 板橋区私立保育所施設 設置経費助成金 | 2/3 | 5/24 | 計画によって異なる |
| 板橋区民間保育所等 整備費補助金 | 2/3 | 5/24 | 計画によって異なる |
| 小規模保育所開設準備 経費補助金 | 2/3 | 5/24 | 37,500,000円 |
| 事業所内保育事業支援 事業補助金 | — | 10/10 | 37,000,000円～ 61,666,000円 |

子育て支援施設課提出資料

保育施設の整備は、地域での需要と供給のバランスが崩れないよう、保育需要の動向を見定め、供給量の計画を策定し、整備を進めている。

今後も、待機児童対策として、待機児童が多い地域に重点的に整備を進めるなど、待機児童が解消しない要因の分析と、保育需要の動向を早期かつ的確に把握をすることで、効率的な整備を行っていく必要がある。

(2) 認可保育園の設置

区は、認可保育園の整備は、短期間に整備が可能な賃貸物件を活用した整備を中心に進め、賃貸物件による認可保育所設置・運営事業者募集要領に基づき、民間の設置・運営事業者（以下「運営事業者」という。）をプロポーザル方式³により広く公募している。

公募に応じた運営事業者から提出された提案書類を賃貸物件による認可保育所運営事業者選定要領に基づき審査し、第一次審査では、建物や開設までのスケジュール、保育理念・運営方針、職員配置・人材育成、保護者・地域との関わり方、安全管理を含めた事業計画の書類審査を行う。

第二次審査では、第一次審査を通過した提案のプレゼンテーションと質疑による評価に財務診断結果を加え採点し、選定委員会で総合的な見

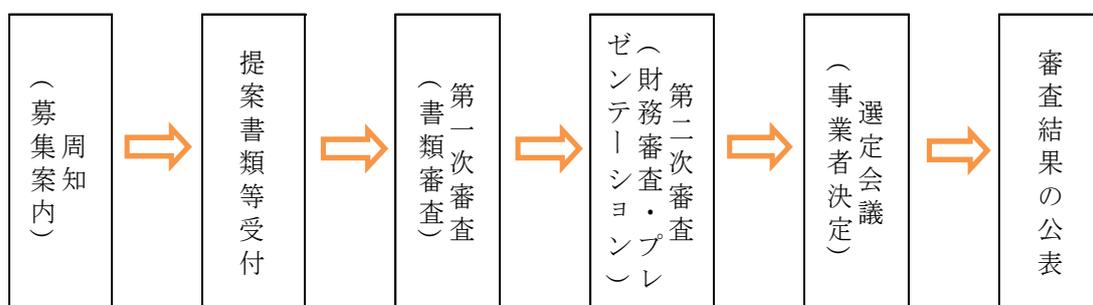
³ プロポーザル方式とは、区が発注する案件のうち、性質又は目的が競争入札に適さないと認められる場合で、価格だけでなく実績・専門性・技術力・企画力等を勘案し、複数の事業者事業内容の提案を求め、総合的な見地から事業者を選定する方式である。

地から協議し、優良な運営事業者の選定を行っている。

また、保育士の配置基準については、運営事業者の選定に際し、法令で定められた保育士の配置基準を満たすだけでなく、板橋区保育所事業実施要綱、公定価格基本分単価及び3歳児配置改善加算に含まれる配置基準を設けるなど、1歳児及び3歳児における保育士の配置についても、国の基準より多くの人員を求めている。

認可保育園設置・運営の事業者募集から決定、公表までの流れは、図表19のとおり、保育士の配置基準（歳児別）は、図表20のとおりである。

図表 19 認可保育園設置・運営の事業者募集から決定、公表までの流れ



図表 20 保育士の配置基準（歳児別）

| 区分 | 国の基準 | 区の基準 |
|-----|--------|--------|
| 0歳児 | 3 : 1 | 3 : 1 |
| 1歳児 | 6 : 1 | 5 : 1 |
| 2歳児 | 6 : 1 | 6 : 1 |
| 3歳児 | 20 : 1 | 15 : 1 |
| 4歳児 | 30 : 1 | 30 : 1 |
| 5歳児 | 30 : 1 | 30 : 1 |

(3) 小規模保育事業

小規模保育施設は、児童福祉法における児童福祉施設として位置づけられている0～2歳児を対象とした定員数6～19人の認可保育施設である。

施設規模が比較的小さいことから、民間のテナント、マンションの1室及び区の空き施設を活用している。

平成27年度の新制度によって開始された小規模保育施設は平成30年度中に2施設開設があり、平成31年4月1日現在で45施設となっている。

また、施設の増加に伴い、定員数は平成30年4月1日現在796人から令和2年4月1日現在821人に拡大されたが、令和2年4月1日に入園した児童は735人（89.5%）であった。

子育て支援施設課は、待機児童対策に向けて、定員数が充足しない要因の分析と対策を検討していく必要がある。

小規模保育施設設置数の推移は、図表21のとおりである。

図表21 小規模保育施設設置数の推移

| 区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 小規模保育施設数 | 33施設 | 39施設 | 43施設 | 45施設 | 45施設 |
| 定員数 | 604人 | 719人 | 796人 | 829人 | 821人 |

※ 基準日：4月1日

区は、0～2歳児向けの低年齢層の待機児童対策として、小規模保育施設の整備に取り組んでいるが、小規模保育施設を卒園する際、保護者は3歳以降の預け先を改めて探さなければならず、いわゆる3歳の壁問題が生じている。

保育サービス課は、3歳の壁問題に対応するために、令和2年4月から小規模保育施設を卒園する児童に対し、認可保育園入園の先行利用調整を実施している。

令和元年度に卒園した児童283人のうち、主な進路先は、認可保育園が199人（70.3%）、幼稚園が76人（26.9%）であった。

令和元年度に小規模保育施設を卒園した児童の進路先は、図表22のとおりである。

図表 22 令和元年度に小規模保育施設を卒園した児童の進路先

| 区分 | 認可保育園 | 幼稚園 | その他 (自宅、転出) | 計 |
|----|-------|-------|----------------|------|
| 人数 | 199人 | 76人 | 8人 | 283人 |
| 割合 | 70.3% | 26.9% | 2.8% | 100% |

保育サービス課提出資料

保護者にとって、3歳の壁問題は現在深刻なことから、保育サービス課は、卒園児が認可保育園や幼稚園の教育・保育施設へ確実につなげる連携の仕組みを確保し、安心して小規模保育施設を選択できる環境を維持していく必要がある。

(4) 家庭福祉員事業

区は、東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月23日制定。以下「基準条例」という。）及び板橋区家庭福祉員制度運営要綱（昭和57年3月27日区長決定。以下「運営要綱」という。）に基づき、児童の保育に技能と経験を有する者として、家庭福祉員を認定している。

家庭福祉員は、昼間、勤めなどで保育が出来ない保護者に代わり、家庭的環境の中で、少人数の児童の保育を行っている。令和2年4月1日現在、家庭福祉員は48人おり、在宅で保育している家庭福祉員は38人、ベビールームで保育している家庭福祉員は10人である。

平成31年4月の利用児童数は、定員数191人に対し159人(83.2%)であり、令和2年3月の利用児童数は、定員数190人に対し187人(98.4%)で、年度末ではほぼ定員数を満たした。

また、令和元年度末で家庭福祉員は52人おり、平均年齢は58.1歳であった。

令和元年度（平成31年度）家庭福祉員月別児童保育状況は、図表23のとおりである。

図表 23 令和元年度（平成 31 年度）家庭福祉員月別児童保育状況

(単位：人)

| 区分 | 平成31 年4月 | 令和元 年5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 令和2 年1月 | 2月 | 3月 |
|-------|-------------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|-----|-----|
| 家庭福祉員 | 52 | 52 | 52 | 52 | 52 | 52 | 52 | 52 | 52 | 52 | 52 | 52 |
| 定員数 | 191 | 191 | 191 | 191 | 191 | 191 | 191 | 190 | 190 | 190 | 190 | 190 |
| 利用児童数 | 159 | 165 | 173 | 172 | 178 | 181 | 188 | 189 | 190 | 189 | 189 | 187 |

※ 基準日：各月 1 日現在

保育サービス課提出資料

区は、基準条例及び運営要綱に基づき、入所の申込みや入所の決定を行い、家庭福祉員との契約に基づき委託料を支払っている。保育料は、保護者から家庭福祉員に支払われ、区は、家庭福祉員から毎月保育日表の提出を求め、定期的に巡回し、適切な助言を行い、保育状況の実態把握や情報共有の確保を図っている。

区は、0～2歳児向けの低年齢層の待機児童対策として、家庭福祉員事業に取り組んでいるが、家庭福祉員やベビールーム（以下「家庭福祉員制度」という。）を卒園する際、保護者は3歳以降の預け先を改めて探さなければならず、いわゆる3歳の壁問題が生じている。

保育サービス課は、3歳の壁問題に対応するために、令和2年4月から家庭福祉員制度を卒園する児童に対し、認可保育園入園の先行利用調整を実施している。

令和元年度に卒園した児童35人のうち、主な進路先は、認可保育園が20人（57.1%）、幼稚園が12人（34.3%）であった。

令和元年度に家庭福祉員制度を卒園した児童の進路先は、図表24のとおりである。

図表 24 令和元年度に家庭福祉員制度を卒園した児童の進路先

| 区分 | 認可保育園 | 幼稚園 | その他 (自宅、転出) | 計 |
|----|-------|-------|----------------|------|
| 人数 | 20人 | 12人 | 3人 | 35人 |
| 割合 | 57.1% | 34.3% | 8.6% | 100% |

保育サービス課提出資料

保護者にとって、3歳の壁問題は現在深刻なことから、保育サービス課は、卒園児が認可保育園や幼稚園の教育・保育施設へ確実につなげる連携の仕組みを確保し、安心して家庭福祉員制度を選択できる環境を維持していく必要がある。

(5) 定期利用保育事業

① 定期利用保育

区は、板橋区定期利用保育事業実施要綱（平成24年2月1日区長決定）に基づき、パートタイム勤務者や短時間勤務者の保育需要に対応して、生後4か月から就学前までの児童を一か月単位で継続的に保育する定期利用保育を実施している。

定期利用保育施設は、平成24年に2施設、平成25年に2施設が開設され、令和2年4月1日現在で、おやこ舎あやとり（定員数10人）、どんぐりのおうち（定員数15人）、平和保育園（定員数3人）、こじか保育園分室（定員数3人）の4施設がある。令和元年度の延べ利用者数は3,165人で、1日あたりの平均利用者数は3～4人となっている。

保護者は、1日7時間までの利用で日額2,200円、月140時間までの利用で月額44,000円をそれぞれ上限として、運営事業者が設定した保育料を支払う。

区は、板橋区定期利用保育事業運営費補助要綱（平成24年2月1日区長決定）に基づき、運営事業者に対し、運営費の一部を助成している。区の助成に対しては、東京都から実績に基づき2分の1の補助を受けている。

定期利用保育の実績は、図表25のとおりである。

図表 25 定期利用保育の実績

| 区分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 定期利用保育施設数 | 4施設 | 4施設 | 4施設 | 4施設 |
| 延べ利用者数 | 4,243人 | 3,811人 | 3,165人 | 1,310人 |
| 助成実績 | 20,356,400円 | 18,563,600円 | 14,360,400円 | |

※ 定期利用保育施設数の基準日は4月1日

※ 令和2年度の延べ利用者数は10月31日現在

定期利用保育は、年々保育施設の整備が進み、待機児童が少なくなっている中、利用者も減少している。

しかし、パートタイム勤務者や短時間・短期間での保育希望、休職中の保護者の多様な保育需要の受け皿となっており、待機児童の解消にもつながっている。

② 空き保育室活用型定期利用保育

区は、板橋区空き保育室活用型定期利用保育事業実施要綱（平成30年1月26日区長決定）に基づき、平成30年4月から空き保育室活用型定期利用保育を開始した。新規開設保育園で受け入れに余裕がある4歳児及び5歳児の空き保育室を活用し、入園不承諾となった1歳児を対象に定期利用保育を実施している。

空き保育室活用型定期利用保育施設は、平成30年度は2施設であったが、令和2年度は11施設となっている。

保護者は、1日11時間以内の利用で月額30,000円を上限に運営事業者が設定した保育料を支払う。

区は、板橋区定期利用保育事業運営費補助要綱（平成24年2月1日区長決定）に基づき、運営事業者に対し、運営費の一部を助成している。

また、区の助成に対しては、東京都から実績に基づき4分の3の補助を受けている。

空き保育室活用型定期利用保育の実績は、図表 26 のとおりである。

図表 26 空き保育室活用型定期利用保育事業の実績

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------------------|------------|-------------|-------|
| 空き保育室活用型定期利用保育施設数 | 2施設 | 6施設 | 11施設 |
| 延べ利用月数 | 20月 | 137月 | 113月 |
| 助成実績 | 2,079,375円 | 16,440,000円 | |

※ 施設数の基準日は4月1日

※ 令和2年度の延べ利用月数は10月31日現在

空き保育室活用型定期利用保育は、1歳児を対象とした事業であり、かつ、利用期間も1年間に限定されていることから、2歳児に上がる際には、次年度の入園手続を改めて行う必要がある。

保育サービス課は、空き保育室を効率的に活用できるよう、特に1歳児の待機児童対策の解消に向けた施策の検討が必要である。

(6) 認証保育所等保育料負担軽減助成事業

認証保育所とは、東京都が平成13年4月に創設した、13時間開所と0歳児からの保育を基本として、民間事業者が運営している東京都独自の認可外保育施設である。

認証保育所は、平成30年度20施設であったが、認可保育園に4施設移行したこともあり、令和2年4月1日現在は16施設である。

認証保育所の定員数は令和2年4月1日現在531人であり、平成31年4月1日現在の565人と比較すると34人減少した。

また、令和2年4月1日に入園した児童は369人であった。

保育サービス課は、定員数が充足していない認証保育所等を待機児童解消に向けて、有効に活用していく必要がある。

区は、板橋区認証保育所等保育料負担軽減助成要綱（平成22年2月

25日区長決定)に基づき、認証保育所及びベビーホテル⁴(以下「認証保育所等」という。)に入所している児童の保護者の負担軽減を図るため、保護者に対し、区民税所得割額に応じた階層別に月額上限10,000円から35,000円までの助成額を定めて保育料の一部を助成している。

区の助成に対しては、東京都から実績に基づき2分の1の補助を受けている。

保育料の一部助成額は、他区自治体によって保護者の負担額が異なっているため、①認証保育所等に支払っている基本保育料とそれを下回る認可保育園の標準時間を定めた保育料との差額を助成する場合、②認証保育所等に支払っている基本保育料と幼児教育・保育の無償化制度⁵(以下「無償化制度」という。)との差額を助成する場合、③東京都の補助基準に準拠し一定額を助成する場合などがある。

令和元年度の助成月数は、令和元年10月からの無償化制度の開始に伴い延べ3,112月であった。

認証保育所等保育料負担軽減助成事業の実績は、図表27のとおりである。

図表27 認証保育所等保育料負担軽減助成事業の実績

| 区分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|--------------|--------------|-------------|-------|
| 認証保育所等施設数 | 20施設 | 20施設 | 17施設 | 16施設 |
| 延べ月数 | 4,728月 | 4,576月 | 3,112月 | 833月 |
| 助成実績 | 115,295,000円 | 112,220,000円 | 77,445,000円 | |

※ 認証保育所等の施設数の基準日は4月1日

※ 令和2年度の延べ月数は9月30日現在

区は、令和元年10月から始まった無償化制度に伴い、認可外保育施

⁴ ベビーホテルとは、東京都が定める認可外保育施設の分類のうち、ベビーホテルで、かつ東京都の認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設のことをいう。

⁵ 幼児教育・保育の無償化制度とは、幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する3歳～5歳児クラスの児童、住民税非課税世帯の0歳～2歳児クラスまでの児童の利用料が無料になる制度である。

設等を利用する児童の保護者に対し、0～2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の児童は月額42,000円、3～5歳児クラスまでの児童は、月額37,000円を上限に給付を行うこととなり、無償化制度を利用する児童の保護者は、認証保育所等保育料負担軽減助成制度の対象外となった。

認証保育所等の保育料は、認可保育園より保護者負担が多く、認可保育園に入園できなかった待機児童が認証保育所等を利用している現状もあり、保護者からも区の助成金を上げるよう、意見が寄せられている。

一方、認証保育所設置事業者に対しては、板橋区認証保育所運営費等補助要綱（平成13年11月28日区長決定）に基づき、運営費や開設準備経費を補助する制度がある。

（7） 幼稚園の預かり保育事業

平成12年に文部省（現文部科学省）が施行した幼稚園教育要領において、幼稚園における通常の教育時間（9時から14時頃まで）外の朝や夕方の時間帯に園舎内で園児を保育すること（以下「預かり保育」という。）が初めて制度として位置づけられ、令和2年4月1日現在では、全私立幼稚園32園が預かり保育を実施している。

私立幼稚園が通年（年間200日以上）・長時間（7時30分から18時30分までの11時間）の預かり保育を実施することで、保育園と同等の預かり時間の確保が可能となるため、3歳以降の保育を必要としている幼児の受け皿としての機能が拡大した。

区は、平成14年に幼児教育振興モデル事業として、通年・長時間預かり保育を3園で実施し、その後、預かり保育推進補助事業に位置づけ、推進してきた。

現在では14園が通年・長時間の預かり保育を実施しており、保育を必要としている幼児の保護者も、幼稚園を選択することが可能となっている。

また、平成27年度から新制度が実施されたことにより、預かり保育を

実施する幼稚園に対する補助は、一時預かり事業（幼稚園型）と預かり保育推進補助事業が並立することとなった。

一時預かり事業（幼稚園型）とは、主に新制度に移行した園に対する補助事業であり、預かり保育推進補助事業とは、新制度にまだ移行していない園に対する補助事業である。

① 一時預かり事業（幼稚園型）

区は、板橋区一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱（平成 28 年 1 月 28 日区長決定）に基づき、区在住園児が通園する私立幼稚園で、預かり保育事業を行う園の設置者に対し、当該事業にかかる維持管理運営経費の一部を補助している。

令和元年度に新制度に移行している園は 7 園で、利用延人数は 37,646 人となり、前年度と比較すると 2,965 人増加しており、補助実績額は 53,291,900 円であった。

一時預かり事業（幼稚園型）の実績は、図表 28 のとおりである。

図表 28 一時預かり事業（幼稚園型）の実績

| 区分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|-------------|-------------|-------------|
| 実施園数 | 5園 | 6園 | 7園 |
| 延べ利用者数 | 38,103人 | 34,681人 | 37,646人 |
| 補助実績 | 43,582,500円 | 55,656,400円 | 53,291,900円 |

一時預かり事業（幼稚園型）は、国が実施している制度であり、区は、国及び東京都から実績に基づきそれぞれ 3 分の 1 の補助を受けている。また、東京都による独自の上乗せ加算があり、区負担分については、東京都から 10 分の 10 の補助を受けている。

② 預かり保育推進補助事業

区は、板橋区私立幼稚園預かり保育推進補助金交付要綱（平成 12 年 3 月 27 日区長決定）に基づき、保護者の育児負担の軽減と社会参加の機会を確保するため、私立幼稚園に対する預かり保育推進補助事業

を実施している。

令和元年度における預かり保育推進補助事業の実施園は 25 園であり、利用延人数は 132,080 人であった。前年度と比較すると 7,692 人増加していることから、保護者の預かり保育に対するニーズは高くなっており、補助した実績額は 39,780,000 円であった。

預かり保育推進補助事業の実績は、図表 29 のとおりである。

図表 29 預かり保育推進補助事業の実績

| 区分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|-------------|-------------|-------------|
| 実施園数 | 26園 | 26園 | 25園 |
| 延べ利用者数 | 116,641人 | 124,388人 | 132,080人 |
| 補助実績 | 36,690,000円 | 38,570,000円 | 39,780,000円 |

区は、園の設置者に対し、預かり保育の実施にかかる維持管理運営経費の一部を補助しており、区の単独事業となっている。

③ 施設等利用給付費（預かり保育事業）

区は、令和元年10月1日から開始された無償化制度の一環として、板橋区幼稚園等における施設等利用費交付要綱（令和2年1月15日区長決定）に基づき、預かり保育を利用している保護者のうち、保育を必要としていると認定された幼児（新2号認定者）の保護者が支払った預かり保育料に対し、1日450円、月11,300円を上限として給付している。

幼稚園の預かり保育に係る施設等利用給付費は、利用実績に基づく償還払いとなるため、保護者は幼稚園に預かり保育利用料を全額納付後、区から保護者の口座に給付額が入金される仕組みになっている。

令和元年度の新2号認定者数は1,520人であり、給付実績（令和元年10月からの6か月間）は、31,024,345円であった。

区は、実績に基づき、国から2分の1、東京都から4分の1の補助を受けている。

(8) 認定こども園

認定こども園は、就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資するよう、教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、平成18年6月に就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律が成立し、同年10月から認定こども園制度が開始された。

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化によらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、就学前の子どもに幼児教育・保育等を一体的に提供する施設である。

認定こども園には、幼保連携型⁶、幼稚園型⁷、保育所型⁸、地方裁量型⁹の4つのタイプがある。

区内の認定こども園は、地方裁量型が1施設、幼稚園型が2施設あり、令和2年4月1日現在3施設ある。

定員数は平成30年度の2園485人から140人増加し、令和元年4月1日現在625人となっており、令和2年4月1日現在増減はない。

⁶ 幼保連携型とは、認可幼稚園と認可保育園とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプのこと。

⁷ 幼稚園型とは、認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプのこと。

⁸ 保育所型とは、認可保育園が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプのこと。

⁹ 地方裁量型とは、幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、都道府県の認定を受け、認定こども園として必要な機能を果たすタイプのこと。

5 保育体制の充実

(1) 保育施設の指導検査

区は、板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る指導検査実施要綱（平成 27 年 3 月 31 日区長決定）に基づき、法人及び個人事業者が設置・運営する施設及び事業（以下「施設等」という。）で、支援法の確認を受けた施設等に対し、平成 27 年度から支援法に基づく指導検査を実施している。指導検査においては、支援法、児童福祉法、社会福祉法等の関係法令や通知等への適合状況を、別に定める検査基準に照らし、適正に実施されているかどうか内容を明らかにし、適正に実施するよう、必要な指導及び助言等を行っている。

指導検査の種類は、年間計画に基づく一般指導検査と、関係法令への違反等により施設の運営に重大な支障が及ぶ恐れがある場合や、一般指導検査による改善の措置が認められない場合に行う特別指導検査がある。

また、指導検査には、支援法に基づき、子育て支援施設課が単独で行うものと、効果的かつ効率的に検査を行うため、児童福祉法に基づく東京都の指導検査や、社会福祉法人指導検査を担当する区福祉部管理課と合同で実施する場合がある。

令和元年度は一般指導検査を 115 回、特別指導検査を 1 回実施しており、一般指導検査において文書指摘を行った施設は 52 施設あった。

令和元年度の指導検査実施結果は、図表 30 のとおりである。

図表 30 令和元年度 指導検査実施結果

| 種 別 | 対象 施設数 (a) | 実地 検査数 (b) | うち文書指摘 施設数 (子ども・子育て 支援法) | 実施率 (b/a) | 備 考 |
|-----------|------------------|------------------|-----------------------------------|--------------|------------------------------|
| 私 立 保 育 園 | 94 | 64 | 26 | 68.1% | 一般指導検査が64回(※) (特別指導検査はなし) |
| 小規模保育施設 | 45 | 46 | 21 | 102.2% | 一般指導検査が45回 (特別指導検査が1回) |
| 事業所内保育施設 | 6 | 6 | 5 | 100.0% | 一般指導検査が6回 (特別指導検査はなし) |

※ 実地検査数には、合同検査の実施及び立会い検査の実施を含む。

※ 実地検査数 64 回は、東京都と合同検査を 5 回、区福祉部管理課と合同検査を 3 回、計 8 回の合同検査の実施及び東京都の実施による立会いを 3 回、区福祉部管理課の実施による立会いを 3 回、計 6 回の立会い検査の実施を含む。

主な文書指摘事項は、①避難消火訓練を毎月実施していない、②調理・調乳担当者の検便が未実施である、③保育士・保育従事者が適正に配置されていない、④公定価格の加算分・区補助金の受給について要件を満たしていない、⑤施設長が職務・役割を十分に果たしていない。などがあったが、いずれの事項についても、改善されていることを確認している。

区の指導検査は、保育施設の運営事業者に対し、関係法令が遵守されていない等の問題の早期発見と自主的な改善の取組を促し、保育施設の適正な運営を確保していくことを求めている。

また、文書指摘や口頭指導、助言を含めた指摘事項が例年発生していることから、東京都や都内区市町村との東京都指導検査連絡会を通じて情報共有を図っている。

子育て支援施設課は、検査実施方針、実施計画、検査基準を年度ごとに定めており、質の高い検査と的確な助言・指導等を行うことで、保育の質を確保し、児童の安全と保護者の安心を守っていく必要がある。

(2) 保育施設への巡回支援指導

区は、令和元年度から、板橋区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所及び特定子ども・子育て支援施設に対する巡回支援指導事業実施

要綱（平成 31 年 3 月 1 日区長決定）に基づき、区内の私立保育園、地方裁量型認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設、認可外保育施設のうち支援法第 58 条の 2 の規定に基づき区が確認した施設（以下「保育施設等」という。）について、保育士又は看護師資格を持つ専門職（以下「巡回支援指導員」という。）が巡回し、勤務する職員の相談に応じ、保育に関する指導又は助言を行っている。

巡回支援指導は、支援法、児童福祉法に基づき実施される指導検査とは別に、区独自に保育施設等に在籍する児童の健全な発育に寄与し、保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため行うものである。

巡回支援指導員は、経験豊富な区立保育園の元園長や主任が 2 人 1 組の計 4 人体制で巡回することで、現場の声をいち早く把握し、保育内容全般を観察し、助言や安全管理状況に対する指導を行っている。

訪問時の主な確認事項は、園児の人数や職員の配置状況、食事や午睡環境、保育環境（玩具の種類や配置場所等）、健康、安全管理状況（感染症予防と発生時の蔓延防止対策、事故報告書やヒヤリハット簿の作成等）、水遊びの環境（プール時の職員配置状況、衛生管理等）である。

巡回支援指導は、児童の安全を確保し、保育の質の向上を図るうえでも、重要な取組である。

令和元年度の巡回支援指導事業実施状況は、図表 31 のとおりである。

図表 31 令和元年度 巡回支援指導事業実施状況

| 種 別 | 対象施設数 | 訪問回数 |
|------------------------------|-------|------|
| 私 立 保 育 園 | 94施設 | 107回 |
| 認 定 こ ど も 園 (地 方 裁 量 型) | 1施設 | 2回 |
| 小 規 模 保 育 施 設 | 45施設 | 64回 |
| 事 業 所 内 保 育 施 設 | 6施設 | 9回 |

(3) 保育園における第三者評価

第三者評価とは、質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、保育施設、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、障害者支援施設等において実施される事業について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行う仕組みである。

社会福祉法第 78 条では、社会福祉事業の経営者は、自己評価の実施等によって自らの提供する福祉サービスの質の向上に努めなければならないと規定している。

保育施設の運営事業者は、定期的に第三者評価を受審した結果を、東京都福祉保健局財団のホームページ「とうきょう福祉ナビゲーション」に公開している。

保育サービス課は、板橋区保育サービス推進事業補助金交付要綱（平成 29 年 9 月 27 日区長決定）及び板橋区保育力強化事業補助金交付要綱（平成 29 年 9 月 27 日区長決定）に基づき、保育施設の運営事業者に対し、第三者評価に要した経費の一部を補助している。

区は、令和元年度 23 施設に対し 11,091,000 円を補助し、東京都から 10 分の 10 の補助を受けている。

第三者からの視点を取り入れることにより、保育施設における改善項目が明確化され、サービスの質の向上が図れるとともに、評価結果を公表することで、利用者や保育園入園を希望する保護者は、保育施設の特徴を把握し、保育施設のサービスを比較・検討することができる。

(4) 保育士研修の充実

区は、区立保育園の保育士研修を、区立保育園の職員だけではなく、私立保育園や小規模保育施設、認証保育所等の保育士も含めて実施しており、保育士としてのスキルや専門知識の習得により、子どもへの保育及び保護者への対応など、保育士としての資質の向上を図っている。

令和元年度に実施した主な研修テーマは、アレルギー対策、障がい児

対応、幼稚園・保育園・小学校への連携であり、研修参加者は、私立保育園延べ2,104人、小規模保育施設延べ501人、認証保育所延べ150人、その他（小学校、幼稚園等）延べ302人で、計89回実施し、延べ3,057人の参加があった。

また、区は、板橋区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（令和元年6月19日区長決定、平成27年12月24日施行）に基づき、研修機会の提供又は技術指導等の実施とともに、保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用の一部を保育施設の運営事業者に補助している。

区は、独自に行う研修とは別に、資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供または技術者指導を実施するとともに、職員の能力評価を行うことや、資格取得の支援の実施等、具体的な取組内容の実施を運営事業者に求めている。

令和元年度の保育士等キャリアアップ補助金は、認可保育園や認証保育所を含めた105保育施設等に対し、583,481,000円であった。

なお、区の補助に対しては、東京都から補助を受けているが、各保育施設によって補助割合は異なっている。

6 事務の効率化と保育情報の提供

(1) 保育情報の提供

保育に関する情報提供の主な媒体としては、ホームページや広報いたばしがある。入園手続の情報は専ら冊子「板橋区保育利用の手引」で、共働き世帯等の子どもの保育に関する受け皿になり得る情報として活用されている。板橋区保育利用の手引は、毎年度10月に発行されており、翌年度4月入園の手続について周知している。令和3年度版（令和2年10月発行）からは、幼稚園情報を加えて掲載し、保育園や幼稚園の入園を希望する保護者に対し、入園先の選択肢が広がるよう配慮している。

区は、インターネットを介してスマートフォン向けに、板橋区公式アプリのサービスを行っている。いたばし子育てナビアプリでは、主に妊娠中や子育て中の方を対象に、区の子育て支援情報やお出かけ情報、公共施設や保育園、病院等のマップ情報、予防接種情報をまとめて提供している。

また、自宅のパソコンなどを使って、国が運営するオンラインサービス「マイナポータル」内の「ぴったりサービス」のメニューから、電子申請で認可保育園の入園申込みができるようになった。

保育サービス課は、保育園や幼稚園の入園を希望する保護者にとって「何が必要な情報か」を常に考え、発信する媒体の最適化を図っていく必要がある。



板橋区公式ホームページから抜粋

(2) 窓口の体制

保育施設の入園申込みの受付窓口は、現在、保育サービス課、赤塚福祉事務所及び志村福祉事務所の総合相談係の3か所で行っている。

保育サービス課の窓口では、令和元年度に年間16,116件の相談に対応しており、翌年4月の入園申込みの受付が始まる11月が一番多く、1日平均158件であった。前年度も年間16,526件の相談に対応するなど、年間の相談件数は16,000件を超えている。

区は、保育サービス課の窓口にマイスター（保育園の園長経験者など保育の経験豊富な職員）と呼ばれる職員を配置し、4月入園に関する相談や日常の保育相談等、区民が相談しやすい環境づくりを行っている。

なお、令和元年度の赤塚福祉事務所及び志村福祉事務所の年間相談件数は、赤塚福祉事務所1,947件、志村福祉事務所1,467件であった。

(3) 入園相談会

保育サービス課は、毎年度8月に保育園を希望する保護者向けの入園説明会を実施している。

従来、主に区からの入園手続の説明のみ実施していたが、前年度までの参加者からのアンケートで、「施設職員から直接声が聞きたい」という意見が多かったことから、令和2年8月の入園相談会は、保育園及び幼稚園合同で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じて実施した。

区立の認可保育園や小規模保育施設、認証保育所、私立幼稚園の各代表者から、各保育施設の概要説明や個別相談が行われ、1日で約200人の参加者があった。

参加者からのアンケートでは、「幼稚園の預かり保育について知れて良かった。」「認証保育所と認可保育園の違いについて理解できた。」「小規模保育施設が認可の施設であることを初めて知った。」などの感想が多く、効果のあるものとなった。

また、今回新たに日曜・祝日の保育についてのアンケート項目が加えられ、111人の回答者のうち、休日に「夫婦とも仕事」は24人、休日保育実施時に「毎回利用したい人」は毎日が3人、月2回程度が15人であり、休日保育の需要が確認された。

令和3年度の入園相談会も、保育園及び幼稚園合同開催とし、開催日数を2日間に拡大するなど、保育園や幼稚園を希望する保護者への積極的な情報発信を行うことを予定している。

保育サービス課は、保育を希望する保護者のきめ細かい保育需要を的確に把握し、様々な保育サービスに関する情報の提供を積極的に行っていく必要がある。

(4) 入園事務の効率化

区は、入園事務の効率化を図るため、A I¹⁰ 入所選考ツールを令和2年1月から稼働し、令和2年4月入園の1次選考から活用している。毎年1月に行う4月入所のための1次申込者情報を取り込むことにより、申込条件にあてはまる希望保育園の入園結果を直ちに導き出すことが可能となった。

このことにより、従来は約4,000人分の申込みを職員13人体制で約12日間かけて行っていたものが、本ツールを導入することにより、事務を約5日間に短縮し、内定発表日を早めることができるようになった。区は、削減した時間を活用して、入園不承諾となった児童の保護者に対し、入園相談業務の充実を図り、一人でも多くの入園を希望する保護者が安心して子どもを預け、仕事や社会で活躍できるよう支援している。

¹⁰ A Iとは、人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術のこと、または、人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラムのことである。一般的に「人工知能」と和訳される。

(5) 保育士業務の効率化

保育士の仕事が多忙である理由として、保育日誌、お便り及び連絡帳などの作成があげられる。保育業務の効率化を図るためには、パソコンやタブレット等、積極的にICTを活用し、業務改善を行っていく必要がある。

(6) 保護者への情報提供と共有化

保育園では、日常の様々な機会を捉え、児童に関する情報を保護者と共有しており、日々の登園時の預かり・降園時の引き渡しの時間を通して、保育園での生活の様子をきめ細かく伝えるとともに、家庭での様子も情報収集している。

また、保護者懇談会や個人面談を通じて、保育内容の意図を説明し、より詳細に情報の収集と発信をすることで、日頃から保護者との情報共有を含めた相互理解を図っている。

保育サービス課は、保育を利用する保護者との信頼関係を高めるため、保育園と常に連携を図りながら、各種媒体を通じて、保育サービスに関する様々な情報の提供を積極的に行い、保護者と情報の共有化を図っていく必要がある。

検討・改善を求める事項

着眼点 1 保育所の待機児童対策に関連する事業は、計画的及び効果的に行われているか。

1 安心して子どもを預けられる保育の環境体制について

認証保育所の定員数は令和 2 年 4 月 1 日現在 531 人であり、平成 31 年 4 月 1 日現在の 565 人と比較すると 34 人減少した。また、令和 2 年 4 月 1 日に入園した児童は 369 人であった。

保育サービス課は、定員数が充足していない認証保育所等を待機児童解消に向けて、有効に活用していく必要がある。(P 26)

着眼点 2 保育所の待機児童対策に関連する事業について、区・保護者・事業者間の情報提供・情報共有は円滑に行われているか。

1 保護者への情報発信の充実について

保育サービス課は、保育を利用する保護者との信頼関係を高めるため、保育園と常に連携を図りながら、各種媒体を通じて、保育サービスに関する様々な情報の提供を積極的に行い、保護者と情報の共有化を図っていく必要がある。(P 40)

総括意見

昨年 12 月、厚生労働省は、新たな子育て安心プランを発表し、ますます増大する保育需要への備えについて、地方公共団体のさらなる取組を求めた。

本年度末における待機児童ゼロの実現は全国的に難しく、本区においても種々の取組にもかかわらず、全面的な解消には至らない状況である。

しかしながら、安心して子どもを産み、育てることのできる保育環境を整備することは、板橋区が「東京で一番住みたくなるまち」を実現するうえで達成すべき目標の一つである。

まずは保育を必要とする全てのニーズに応えられるだけの保育定員の確保に最大限の努力を尽くす必要がある。

そのうえで、区があらためて認識すべき課題について意見を述べる。

第一に、保育の質の確保に努めることについてである。

保育施設の運営には、社会福祉法人や民間企業など様々な主体が参入している。事業経験の蓄積や在籍するスタッフの規模にも大きな差があり、安心安全の保育水準を確保することが求められている。

区は、あらゆる保育事業者と連携協力しながら、区民が安心して子どもを預けることのできる保育環境を実現するため、保育の質の維持向上に努める必要がある。

民間事業者による保育士の教育訓練の内容に対する指導助言にも積極的な関与が求められる。

第二に、区の保育行政の基盤を強固にすることについてである。

既に見てきたように、待機児童対策に係る財政負担は非常に大きく、今後とも区財政への影響は一層増大する状況が予想される。

区は、これまで保育行政に係る担当組織や人員の強化、万全の体制整備に努めてきた。

今後、なお一層の子育て支援施策の充実を目指していくためにも、区民の理解を得ながら、関係機関や事業者と連携して、さらなる待機児童対策に取り組むことを望む。

令和2年度 第1回 行政監査結果報告書
「保育所の待機児童対策について」
(令和3年4月発行)

| |
|-------|
| 刊行物番号 |
|-------|

| |
|--------|
| R03-10 |
|--------|

発行 板橋区監査委員事務局
住所 板橋区板橋二丁目66番1号
電話 03-3579-2661

再生紙を使用しています